ID:　417

担当部署:　上下水道部 水道業務課

処分の概要	給水の停止
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例　第40条
例 規 番 号	平成9年条例第1号

【根拠条文】

（給水の停止）

第40条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者が、第10条の工事費、第23条第4項の修繕費、第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2)　水道の使用者が、正当な理由がなくて、第28条の使用水量の計量、第37条及び第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　給水装置を汚染するおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合等において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　　月　　日